

台湾会社法の改正案概要

台湾の会社法の改正案が2018年7月6日に可決されました。今回の改正により合計148の条文に加筆・修正、削除が行われました。法改正の主なポイントは、①規制緩和、②国際化への対応、③電子申請への対応、④コーポレートガバナンスの強化となります。

一、マネーロンダリング(資金洗浄)の監視強化

1. 国際的に重要性が高まっているマネーロンダリングの監視強化を受け、会社役員や株主等*に関する基本情報の申告が義務化されました(会社法 22-1)

*具体的には、董事(取締役)、監察人(監査役)、經理人(支配人)及び会社の発行済株式の10%超を保有する株主を含む実質的受益者を指します

- a. 申告義務者: 有限会社または株式会社
 - b. 申告期間: 原則、年に1回、変更がある場合は15日以内に申告が必要
 - c. 申告資料: 董事(取締役)、監察人(監査役)、經理人(支配人)及び会社の発行済株式の10%超を保有する株主の氏名、国籍及び保有株数等
2. マネーロンダリングのツール回避のため無記名株式が撤廃されました(会社法 137条、同法 447-1)

二、新設会社設立の規制緩和

1. 企業の社会的責任: 企業の社会的責任の観点から、企業は公益の増進に寄与することができる旨、明文化されました(会社法 1-2)
2. 無額面株式の発行: 額面株式と無額面株式のいずれかを選択して発行することができるようになりました。(会社法 156、140)
 - a. 株式譲渡制限会社(閉鎖性股份有限公司)に倣い、株式の発行価額が柔軟に設定できるようになりました。
 - b. 未公開会社は、株主総会の特別決議を経ることで、全ての発行済額面株式の無額面株式への変更が可能になりました。
 - c. 無額面株式を発行する未公開会社が、株式公開する際に必要とされていた額面株への転換が不要となりました。

三、出資規制の緩和(会社法 131、156)

- a. 発起人の出資に際して、事業に必要な財産・技術等による現物出資が認められるようになりました。
 - b. 株主の出資に際して、債権出資が認められるようになりました。
1. 配当の柔軟化(会社法 228-1)
 - a. 半期又は四半期ごとの配当が可能になりました。
 - b. 現金配当は取締役会(董事会)の承認のみで可能となりました。但し新株の発行には株主総会の承認が必要となります。
 2. 特別株(種類株式)の多様化(会社法 157)

未公開会社では従来認められていなかった下記の特別株をの発行が可能になりました。

- a. 複数議決権特別株
 - b. 譲渡制限付特別株
 - c. 拒否権付特別株
 - d. 役員選任権付特別株
3. 資金調達の簡便化(会社法 247、248、248-1、278)
 - e. 未公開会社の社債発行総額の制限撤廃
 - f. 未公開会社の転換社債または新株予約権付社債の私募が可能

四、企業経営の柔軟性

1. 取締役会の設置が不要になり、取締役を一名か二名だけ設置すれば足りることになりました。(会社法 192)
2. 会社設立後1年以内の発起人による株式譲渡制限が撤廃されました。(会社法 163)
3. 会社の人材確保のため、会社の自己株式、利益配当、株式引受権証書の発行対象を自社の従業員だけではなく、親会社と子会社の従業員にも拡大されることになりました。(会社法 167-1、167-2、235-1、267)
4. 未公開会社の株券と社債につき、印刷を介しない保管振替制度の選択が可能となり

ました。(会社法 161-2、257-2)

5. 定款に定めがある場合に限り、未公開会社のテレビ会議による株主総会の開催が可能となりました。(会社法 172-2、257-2)
6. 定款に定めがある場合に限り、取締役全員が承認した場合には、取締役の議決権行使を書面で行うことが可能(会社法 205-V)
7. 一人法人株主の株式会社においては、取締役会及び監査役の設置が不要となりました。(会社法 128-1)
8. 取締役会の招集通知期間の短縮化:従来の7日前から3日前に短縮化されました。(会社法 204)
9. 未公開会社の再投資制限が撤廃されました。(会社法 13)
10. 有限会社の増資・減資及び株式会社への組織変更が株主総会の過半数の同意でできるようになりました(会社法 106)

五、株主資本の保証

1. 株主総会における緊急動議の禁止事項が追加されました。(会社法 172-V)
 - a. 減資
 - b. 公開発行停止の申請
 - c. 取締役(董事)の競業許可
 - d. 利益剰余金の資本組入れによる増資
 - e. 資本準備金の資本組入れによる増資
2. 株主提案権の保証:別段の法規定がある場合を除き、取締役会は株主の提案権を拒否してはならない(会社法 172-2)
3. 過半数株式を保有する株主による株主総会の招集:継続的に3ヶ月以上発行済株式総数の過半数を所有している株主は自ら臨時株主総会を招集することが可能になりました。(公 173-1)
4. 別段の法規定がある場合を除き、取締役会は取締役候補者を拒否することができなくなりました(会社法 192-1)

六、ガバナンスの強化

1. 代表取締役(董事長)が取締役会を招集しない場合、取締役員の過半数の同意で招集することが可能になりました。(会社法 203-1)
2. 株主総会の招集権者による株主名簿の開示要求に対し、会社又は株式事務代行機関が従わない場合、過料が科されることが明記されました。(会社法 201-1)
3. 取締役の配偶者、二親等以内の親族または当該取締役と支配従属関係のある会社と取引がある場合、当該取締役は利害関係の開示と説明義務が生じることになりました。(会社法 206)
4. 検査人の検査範囲の拡張:検査人が検査可能な会社書類について、帳簿及び財産資料のほか、必要に応じて取引記録や特定事項までその範囲が拡張されることになりました。(会社法 245-1)
5. 株主訴訟の提起条件の緩和:裁判費用のうち 60 万円を超える分については徴収免除になりました。(会社法 214 条)
6. 取締役(董事)の役員保険の加入開示義務:役員保険の加入または継続について直近の役員会で報告することが義務付けられました。(会社法 193-1)

七、国際化への対応

1. 外国法人の許認可制度が撤廃されました。(会社法 4)
2. 新設会社の外国語名称での登記が容認されることになりました。(会社法 392-1)
3. 台湾内に住所または居住を有していない者でも経理人(総経理)登録できるようになりました。(会社法 29)

八、閉鎖性会社(株式譲渡制限会社)の経営柔軟化(会社法 356-3)

監査役を選任方法について、定款で「累積投票制」以外の方法を規定することが可能になりました。

九、その他

1. **SOGO 条項の追加—過去遡及はなし:**(公 9-IV)

法改正後、刑法の文書偽造罪等で判決が確定された場合は、主務機関は検察機関の通知なしで、その職権により、または利害関係者(追加)の申請により、その違法登

記を取消または廃止することが可能となりました。

2. 財務諸表監査の強化(会社法 20)

財務諸表監査の要否基準が、従来の資本金額(従来は資本金 3 千万元以上の会社は財務監査が必須)に加え、従業員数、総資産、営業利益または発行株式額面超過額等も含めて判断されるようになりました。

3. 会社の欠損金が払込資本金の 1/2 に達した場合、取締役会は直近の株主総会で報告する必要ができました。(会社法 211)